

証券コード 9083

2022年6月2日

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地

神姫バス株式会社

取締役社長 長 尾 真

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、**株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。**その際には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、ご出席の株主様におかれましては、当日の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始） |
| 2. 場 所 | 姫路市南駅前町100番地 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「5. 会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。



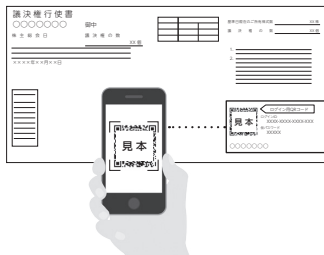
## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

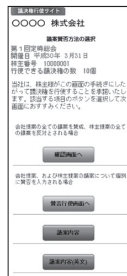
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



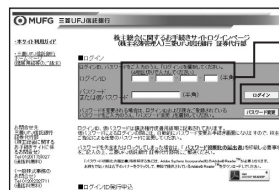
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

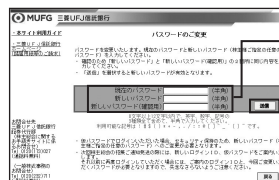
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染防止の対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止、株主様の安心安全を第一に考え、株主総会当日の状況に応じて、以下の対策を実施させていただく場合がございます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。満席となった場合はご入場できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・マスクの着用等の感染予防に配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、ご入場の前に株主様の体温を計測させていただき、発熱が確認された場合は、ご入場を制限等させていただく場合がございます。
- ・ご入場の前に、アルコールによる手指の消毒をさせていただきますのでご協力をお願い申し上げます。
- ・役員、および株主総会の当社運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### お土産の廃止について

当社は、株主総会にご来場くださる株主様へのお土産につきましては、ご来場が難しい株主様との公平性を勘案し、第137回定時株主総会よりお土産の配布を取りやめさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 事業報告

( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、一昨年来続く新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く、上半期は緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が断続的にあり経済活動が制限されました。10月頃より、ワクチン接種の拡大や感染者数の減少に伴い、消費は回復傾向となりましたが、1月頃よりオミクロン株による感染再拡大がみられ、再び経済活動が抑制されるなど、年度を通じて厳しい状況が続きました。さらに原油価格の高騰や海外情勢不安など先行きは予断を許さない状況となっております。

当社グループを取りまく環境におきましても、政府の感染防止施策により、移動や団体での活動、飲食などが制限され、移動を中心に対面でのサービスを多く展開する当社グループの各事業は大きな影響を受けました。

このような状況下でも、当社は企業理念である「地域共栄・未来創成」の下、事業を行う地域において継続的な便益を提供することが使命と考えており、設備投資の抑制や固定費等の見直しによるコスト削減と経営資源の効率的な活用により収支改善に努めた一方、収益性が見込める事業分野への投資と地域の課題解決に繋がる取組を実施しました。特に、当社が注力している神戸市中心部では、路線バスの新営業所が竣工し、連節バス「ポートループ」を増車するなど、輸送力の強化を図りました。さらに、2022年4月からは神戸市内観光周遊バス「シティーループ」および、山手線の運行を開始いたしております。今後、ますます周辺エリアとの回遊性を高め、地域住民や観光客の利便性向上に努めてまいります。

また、地域社会や環境などの課題を解決するために、MaaSやグリーンスローモビリティの実証実験を播磨科学公園都市、丹波篠山市や姫路市内で行い、さらに、自治体や地元事業者と連携して、人・モノの輸送、観光客誘致、特産品の販売・PRにも取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年度に比べ、行動制限が緩和されたことなどで改善し、前年同期比3,145百万円(8.8%)増の38,814百万円、営業利益は燃料費等の高騰はありましたが、人件費や減価償却費などの低減に取り組んだことにより300百万円(前年度は営業損失2,266百万円)となりました。コロナ関連助成金等を加えた経常利益は1,079百万円(前年度は経常損失1,314百万円)となりました。さらに、老朽化した当社本社ビル・土地の売却による特別利益を計上したことで親会社株主に帰属する当期純利益は2,137百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,167百万円)となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも黒字転換することができました。

## 自動車運送事業

一般乗合バス部門におきましては、神戸、大阪エリアの路線を増強した一方で、コロナ禍での需給バランスを考慮しながら細やかなダイヤ改正を実施し、輸送の効率化を図りました。ICカード利用者は、ワクチン接種の普及による段階的な行動制限緩和などにより、厳しい行動制限を強いられた前年度に比べて、約109%と増加したものの、コロナ禍前に比べると依然80%前後で推移しております。

高速バス部門は、淡路島内への近距離生活路線の旅客数は回復しましたが、長距離路線は低調に推移しました。

以上の結果、売上高は前年同期比1,109百万円(7.0%)増の17,066百万円、営業損失は858百万円(前年度は営業損失2,512百万円)まで圧縮いたしました。

## 車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、自動車メーカーの生産遅延により自動車販売台数は減少したものの、車両使用年数が伸長したことにより、整備部品の販売が増加しました。また、インターネット販売が好調であったことやタイヤ値上げ前の駆け込み需要もあり、増収となりました。

整備部門におきましては、新規顧客確保に注力した結果、当社グループ外の車検、臨時修理、钣金塗装などが増加いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比199百万円(2.5%)増の8,226百万円、営業利益は前年同期比6百万円(1.6%)増の428百万円となりました。

## 業務受託事業

車両管理部門におきましては、安全管理費用を反映した契約金額の増額改定や自治体等との新規契約があり増収となりました。

経営受託部門では、大きく落ち込んだ、前年度に比べ宿泊施設、レジャー施設などの利用者が増え、増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比90百万円(3.0%)増の3,171百万円、営業利益は人件費や安全に関する費用が増加し、前年同期比35百万円(△17.4%)減の166百万円となりました。

## 不動産業

賃貸部門におきましては、一昨年購入した賃貸マンション収入が通年寄与しましたが、商業施設のテナントに一部解約が発生したこと等により減収となりました。

建設部門におきましては、比較的規模の大きな新築工事などの受注により増収となりました。

住宅部門におきましては、リノベーション住宅の販売や、土地の販売区画数の増加、注文住宅の受注単価が上昇したことにより増収となりました。

建物管理部門におきましては、既存契約のホテルの稼働が増加したことに伴い客室清掃業務が増えたほか、複数の新規案件を受注したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比367百万円(7.0%)増の5,630百万円、営業利益は前年同期比77百万円(5.2%)増の1,558百万円となりました。

## レジャーサービス業

飲食部門におきましては、前年度の2店舗に続き、当連結会計年度には4店舗の不採算店舗を閉店したことにより減収となりました。

SA部門におきましては、高速道路の通行量が回復傾向となったことに伴い利用者が増加し、増収となりました。

ツタヤFC部門におきましては、前年度の巣ごもり需要、人気コミック発売の反動減により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比169百万円(△4.3%)減の3,748百万円、営業損失は254百万円(前年度は営業損失323百万円)となりました。

## 旅行貸切業

旅行部門の募集型企画旅行は、上半期は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置適用期間にツアー催行中止が相次ぎました。下半期は兵庫県民割適用のバスツアーや雪に恵まれたスキーツアーが好調でしたが、冬の主要な企画であるかにツアーが、かのにの価格高騰により苦戦を強いられました。手配旅行では一般団体からの受注は低迷しましたが、自治体からの受託案件を獲得することができました。

貸切バス部門では、ワクチン接種会場への送迎バスや東京オリンピック・パラリンピック関係の運行を行い、増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比1,419百万円(104.0%)増の2,784百万円、営業損失は660百万円(前年度は営業損失1,445百万円)となりました。

## その他事業

広告部門におきましては、主力の交通広告において旅客の減少によりバス車内広告の販売は苦戦しましたが、ラッピング広告や自治体のプロポーザル案件の受注等により増収となりました。

介護部門におきましては、デイサービス、ショートステイにおいて、感染予防のため営業を自粛した期間がありましたが、サービス付き高齢者住宅が高稼働率であったことや訪問介護利用者の増加により増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比133百万円(9.8%)増の1,497百万円、営業損失は28百万円(前年度は営業損失56百万円)となりました。

- (注) 1. セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。
2. 当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しており、上記の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,244百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

- ・ 営業所設備の新設（神戸市、姫路市）
- ・ 車両（乗合バス21両）

## (3) 資金調達の状況

当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社グループ会社13社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は3,791百万円で、前期末に比べ626百万円減少いたしました。

## (4) 重要な組織再編等の状況

当社子会社の神姫クリエイト株式会社は、2022年4月1日を効力発生日として、当社子会社の株式会社スィムを消滅会社とする吸収合併を行い、神姫Bizプロデュース株式会社に商号を変更しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                                          | 第136期<br>(2019年3月期) | 第137期<br>(2020年3月期) | 第138期<br>(2021年3月期) | 第139期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|--------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)                                                 | 45,889              | 45,076              | 35,669              | 38,814                           |
| 経常利益または経常<br>損 失 (△)<br>(百万円)                                | 2,567               | 2,224               | △1,314              | 1,079                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益または親会<br>社株主に帰属する当期<br>純 損 失 (△)<br>(百万円) | 1,749               | 993                 | △2,167              | 2,137                            |
| 1株当たり当期純利<br>益 ま た は<br>1株当たり当期純損<br>失 (△)<br>(円)            | 290.55              | 164.99              | △359.94             | 354.90                           |
| 総 資 産<br>(百万円)                                               | 56,638              | 56,287              | 57,142              | 58,944                           |
| 純 資 産<br>(百万円)                                               | 42,915              | 43,161              | 41,071              | 42,999                           |
| 1株当たり純資産額<br>(円)                                             | 7,121.77            | 7,162.92            | 6,816.37            | 7,137.87                         |

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから2年あまりが過ぎ、今なお感染が収束しておりません。

コロナ禍にあったこの2年間で多くの人がWeb会議、オンライン授業、在宅ワークなど移動を伴わずとも、容易に、リアルタイムにコミュニケーションが取れるビデオチャットツールが浸透し、インターネット通販や動画配信サービスの利用拡大など、ライフスタイルは大きく変化しました。

その様なコロナ禍により急激に進展した不可逆的な変化や少子高齢化など構造的課題を踏まえ、当社は2030年の姿を示した「グループ構想2030」および、そのグループ構想2030への最初の3年間である2022年度から2024年度を対象とする中期経営計画を策定いたしました。

この計画を今後、強力に推進してまいります。

### 1. 当社のパーパスおよびグループ構想2030

将来の不確実性が高まる中、当社グループの果たすべき役割、社会的な存在意義をパーパスとして定義し、2030年のあるべき姿を示した「グループ構想2030」を策定いたしました。

#### ○パーパス

移動をベースに地域を活性化させるとともに、地域の人々の生活を支援し、地域と共に従業員・家族の幸せを向上する。

#### ○グループ構想2030(2030年のあるべき姿)

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～地域の移動を支え、暮らしを豊かにするとともに、地域の魅力を発掘・創出・発信し、地域価値を高める～

### 2. 中期経営計画(2022年度～2024年度)

グループ構想2030に向け、当中期経営計画期間中にコロナ禍前と同水準の利益規模への回復を目指すとともに、「まちづくり・地域づくり」企業への転換を図るために基本方針および重点戦略を策定いたしました。

#### ○基本方針 『利益水準の回復と事業構造改革』

- 重点戦略
  - ・神戸エリアでの路線拡充、観光周遊バスの充実をはじめとする事業拡大
  - ・中山間地での地域に適した交通体系への転換と地域密着サービスの提供によるサステナブルな事業モデル確立
  - ・不動産業の拡大
  - ・ノンコア、かつ不採算事業はグループ内再編による効率化・収益力強化、または売却・撤退
  - ・未来への成長投資の実行(人材・環境・デジタル分野)

### 3. 主要なセグメントの戦略

(2)の基本方針及び重点戦略に基づき立案した、主要な事業セグメントの戦略は以下のとおりです。

#### ①自動車運送事業

既存路線バス収入はコロナ禍前の85%程度に止まることを前提に、安全投資は継続しながらも路線再編、増収施策、コスト削減等により、利益はコロナ禍前の水準に回復させ、安全性と収益性を両立した事業モデルを構築する。

- ・重点戦略エリア(神戸・大阪・淡路島)における事業拡大
  - 神戸市内観光周遊バス『シティーループ』と連節バス『ポートループ』による市内回遊性の向上
  - 兵庫県内の住宅地から大阪方面への路線拡充
- ・路線バス、タクシー、契約輸送、デマンドバスなど、地域に適した持続可能な交通体系への転換
  - 次世代モビリティやMaaSなど新たな移動サービスへの積極的参画
- ・旅客サービスの向上
  - 地域と連携したセット券、企画乗車券、サブスクリプション型サービスの展開
- ・安全・安心なサービスの提供(運輸安全マネジメントの継続的な実践)
  - 運行管理、健康管理の充実
  - 運転士の指導教育の強化

#### ②不動産業

安定収益としての物件取得と総合不動産業としての事業の飛躍を図る

- ・収益物件購入のための投資枠…100億円

#### ③旅行貸切業

旅行の回復・反動需要の確実な取り込みに加え、地域の観光資源を開発、発掘し、多様化する観光ニーズに対応する。

- ・ニューツーリズム、体験型、着地型ツアーなど新しい旅のかたちへの取組強化
- ・団体旅行から個人旅行への変化に対応した商品、サービスの展開
- ・インバウンド回復期を見据えた商品開発と販売チャネルの拡大

### 4. ESGの取り組み

まちづくり・地域づくり企業として、事業を通じて社会との共通価値を創り、人と環境にやさしい社会の実現に向け、取り組んでまいります。

#### 〇E (Environment：環境)

- ・ハイブリッドバスの積極導入、カーボンゼロ車両(EV、FCV車両)の導入推進
- ・マイカー通勤企業に対して公共交通のシフト促進
- ・再生可能エネルギー設備の導入、使用電力の脱炭素化



○S (Social : 社会)

- ・ 地域コンテンツの発掘、ECサイト「LocalPrime (ローカルプライム)」での販売
- ・ PPP事業の推進、公共施設の価値向上に寄与
- ・ フレイル予防への取組推進
- ・ 健康経営の推進(健康経営優良法人2022取得)

○G (Governance : 企業統治)

- ・ 独立社外取締役比率50%(ダイバーシティの視点を含めて選定)
- ・ 指名・報酬委員会の機能強化(委員の過半数が独立社外役員、委員長も独立社外役員)
- ・ コンプライアンス委員会の活動強化

## 5. 数値計画

### ①損益目標

(単位：百万円)

|                     | 2024年度目標 | 参考(前中期計画期間実績) |        |        |
|---------------------|----------|---------------|--------|--------|
|                     |          | 2019年度        | 2020年度 | 2021年度 |
| 売上高                 | 48,000   | 45,076        | 35,669 | 38,814 |
| 営業利益                | 2,400    | 2,043         | △2,266 | 300    |
| 経常利益                | 2,500    | 2,224         | △1,314 | 1,079  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 1,700    | 993           | △2,167 | 2,137  |

### ②投資計画

(単位：百万円)

|         | 投資額    | 主な投資内容・目的               |
|---------|--------|-------------------------|
| 不動産投資   | 10,000 | 収益物件・開発                 |
| 成長投資    | 10,000 | CVC投資、システム投資、M&A、整備工場更新 |
| 安全・維持更新 | 4,000  | 車両更新等                   |
| 合計      | 24,000 |                         |

(7) 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

| 会 社 名                | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|----------------------|-------|---------|-----------------------|
|                      | 百万円   | %       |                       |
| 神姫フードサービス株式会社        | 50    | 100     | 飲食業および売店業             |
| 神 姫 産 業 株 式 会 社      | 30    | 99.4    | 自動車部品販売               |
| 神 姫 商 工 株 式 会 社      | 50    | 100     | 自動車修理、保険代理店業および自動車販売業 |
| 神姫トラストホープ株式会社        | 50    | 100     | 自家用自動車の運転・保守管理および経営受託 |
| 神 姫 観 光 株 式 会 社      | 50    | 100     | 旅行業および一般貸切旅客自動車運送事業   |
| 神 姫 バス 不 動 産 株 式 会 社 | 30    | 100     | 不動産業、建設業および清掃・警備      |

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| 事業の種類別セグメント                                                                             | 主 要 な 事 業 内 容                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸 送 サ ー ビ ス 事 業<br>自 動 車 運 送 事 業                                                        | 一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託                                                                                   |
| 自動車関連サービス事業<br>車 両 物 販 ・ 整 備 業                                                          | 自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理                                                                                          |
| 生 活 サ ー ビ ス 事 業<br>業 務 受 託 事 業<br>不 動 産 業<br>レ ジャ ー サ ー ビ ス 業<br>旅 行 貸 切 業<br>そ の 他 事 業 | 自家用自動車の運転・保守管理、経営受託、索道<br>建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理、清掃・警備<br>飲食、ツタヤFC<br>旅行、一般貸切旅客運送<br>化粧品等の物品販売、広告代理、コンビニエンスストア、農業、介護 |

(9) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| 本社                    | 姫路市西駅前町                          |
| 輸送サービス事業<br>（自動車運送事業） | 姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市） |

② 子会社

|             |                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 自動車関連サービス事業 | 神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）                                          |
| 生活サービス事業    | 神姫フードサービス株式会社（姫路市）、神姫トラストホープ株式会社（姫路市）、神姫バス不動産株式会社（姫路市）、神姫観光株式会社（姫路市） |

(10) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 3,040名 | 118名減       |

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,556名 | 33名減      | 48.6歳 | 11.3年  |

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 1,733百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 380百万円   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 350百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 310百万円   |

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,172,000株
- (3) 株主数 3,193名（前事業年度末比47名増）

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|--------|---------|
| 阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社                           | 590 千株 | 9.8 %   |
| 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口） | 440    | 7.3     |
| 神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会                           | 128    | 2.1     |
| 三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社               | 95     | 1.6     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                           | 71     | 1.2     |
| 播 州 信 用 金 庫                                   | 60     | 1.0     |
| 姫 路 信 用 金 庫                                   | 60     | 1.0     |
| グ ロ ー リ ー 株 式 会 社                             | 60     | 1.0     |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                               | 60     | 1.0     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                           | 56     | 0.9     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（150,461株）を控除して算出しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位 お よ び 担 当                                             | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 長 尾 真   | 代 表 取 締 役 社 長                                             | 山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>公益社団法人兵庫県バス協会 会長                                 |
| 丸 山 明 則 | 代 表 取 締 役<br>専 務 取 締 役<br>総括、事業戦略部・真結・地域マーケティング部・東京オフィス担当 | 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長                                             |
| 横 山 忠 昭 | 常 務 取 締 役<br>バス事業部・乗合子会社新サービス推進室・次世代モビリティ推進室担当            |                                                                    |
| 上 門 一 裕 | 取 締 役                                                     | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長                                                 |
| 藤 岡 資 正 | 取 締 役                                                     | 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 専任教授                                        |
| 殿 村 美 樹 | 取 締 役                                                     | 株式会社TMオフィス 代表取締役                                                   |
| 秦 雅 夫   | 取 締 役                                                     | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長<br>一般社団法人関西鉄道協会 会長 |
| 三 谷 康 生 | 取 締 役                                                     | ワイエムエー株式会社 代表取締役社長                                                 |
| 井 村 在 宏 | 取 締 役<br>総務部・人事部担当、<br>総務部長・人事部長                          | しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                                            |
| 梅 谷 榮 一 | 取 締 役<br>経 営 企 画 部 担 当、<br>経 営 企 画 部 長                    | 株式会社スイム 代表取締役社長                                                    |
| 小 林 健 一 | 常 勤 監 査 役                                                 |                                                                    |
| 三 枝 輝 行 | 監 査 役                                                     |                                                                    |
| 澤 田 恒   | 監 査 役                                                     | 澤田・中上・森法律事務所主宰 弁護士<br>和田興産株式会社 取締役（監査等委員）                          |
| 石 田 昭 二 | 監 査 役                                                     |                                                                    |

- (注) 1. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

## ①当事業年度中に就任または退任した取締役および監査役

## 【就任】

| 氏 名     | 就任日        | 就任日時点の地位・担当           |
|---------|------------|-----------------------|
| 秦 雅 夫   | 2021年6月25日 | 社外取締役                 |
| 三 谷 康 生 | 2021年6月25日 | 社外取締役                 |
| 梅 谷 榮 一 | 2021年6月25日 | 取締役<br>経営企画部担当、経営企画部長 |
| 小 林 健 一 | 2021年6月25日 | 常勤監査役                 |

## 【退任】

| 氏 名     | 退任日        | 退任事由 | 退任日時点の地位・担当                             |
|---------|------------|------|-----------------------------------------|
| 坂 井 信 也 | 2021年6月25日 | 任期満了 | 社外取締役                                   |
| 伊 藤 克 也 | 2021年6月25日 | 任期満了 | 取締役<br>総務部担当、総務部長                       |
| 小 林 健 一 | 2021年6月25日 | 任期満了 | 取締役<br>経営企画部・乗合子会社新サービス推進<br>室担当、経営企画部長 |
| 森 澤 徹   | 2021年6月25日 | 辞 任  | 常勤監査役                                   |

## ②当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

| 氏 名     | 異動後                                                    | 異動前                                                                    | 異動年月日      |
|---------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 丸 山 明 則 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、事業戦略部・真結・<br>地域マーケティング部・<br>東京オフィス担当 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、事業戦略部・真結・<br>地域マーケティング部・<br>次世代モビリティ推進<br>室・東京オフィス担当 | 2021年6月25日 |
| 横 山 忠 昭 | 常務取締役<br>バス事業部・乗合子会社<br>新サービス推進室・次世<br>代モビリティ推進室担当     | 取締役<br>バス事業部担当、バス事<br>業部長                                              | 2021年6月25日 |
| 井 村 在 宏 | 取締役<br>総務部・人事部担当、<br>総務部長・人事部長                         | 取締役<br>人事部担当、人事部長                                                      | 2021年6月25日 |

(3) 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動

| 氏 名     | 異動後                                             | 異動前                                            | 異動年月日     |
|---------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 丸 山 明 則 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当、地域事業本部長 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、事業戦略部・真結・地域マーケティング部・東京オフィス担当 | 2022年4月1日 |
| 横 山 忠 昭 | 常務取締役<br>バス事業部・次世代モビリティ推進室担当                    | 常務取締役<br>バス事業部・乗合子会社新サービス推進室・次世代モビリティ推進室担当     | 2022年4月1日 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏の5名ならびに監査役である小林健一氏、三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏の4名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(6) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。



## 1. 基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追及にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬額については株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定する。取締役会は個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができる。ただし、取締役社長は役員報酬内規に定める配分基準を参考にして決定する。業務執行取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

## 3. 業績連動報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下のとおりとする。

- (1) 業績連動報酬の総額は当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切り捨て)とし、40百万円を超えない金額とする。
- (2) 当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支払わない。
- (3) 各業務執行取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は上記(1)で算定された業績連動報酬の総額に下記(4)に定める役職位別係数を乗じ、業務執行取締役の係数で除した金額(千円未満切り捨て)とする。
- (4) 役職位別の係数は取締役会長1.000、取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。
- (5) 各業務執行取締役に支給する額はそれぞれ取締役会長17百万円、取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は1. 基本方針のとおり持続的な企業価値の向上を重視するも、単年度業績の向上の追求にも配慮している。よって、業績連動報酬に過度に重点を置かない報酬体系とするも、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

業務執行取締役の役職位別の報酬割合については、当社は役員報酬内規および常勤取締役賞与支給規程それぞれに定める支給方法を採用し、業績連動報酬の配分が個別当期純利益および役員数により変動するが、おおむね以下のとおりとする。

| 役職位         | 基本報酬 | 業績連動報酬 |
|-------------|------|--------|
| 取締役会長・取締役社長 | 70%  | 30%    |
| 専務取締役       | 75%  | 25%    |
| 常務取締役       | 80%  | 20%    |
| 取締役         | 85%  | 15%    |

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 総 額    |
|--------------------|------------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 13名<br>(6) | 110百万円<br>(29) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(3)   | 36<br>(18)     |
| 計<br>(うち社外役員)      | 18<br>(9)  | 146<br>(47)    |

- (注) 1. 報酬等の総額には、2021年6月25日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は5名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長長尾 真に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 新型コロナウイルスの影響による業績の低迷を受け、常勤役員の報酬額を役職位に応じて減額しております。
7. 当事業年度に係る業績連動報酬は、不支給の予定です。

## (7) 社外役員に関する事項

## ①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2022年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                 | 関 係  |
|-----------|---------|---------------------------|------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長        | 競業関係 |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。               |      |
|           | 殿 村 美 樹 | 株式会社TMオフィス 代表取締役          | —    |
|           | 秦 雅 夫   | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長        | —    |
|           |         | 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 | —    |
| 社 外 監 査 役 | 三 谷 康 生 | ワイエムエー株式会社 代表取締役社長        | —    |
|           | 三 枝 輝 行 | 該当事項はありません。               |      |
|           | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。               |      |
|           | 石 田 昭 二 | 該当事項はありません。               |      |

## ②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2022年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況             | 関 係 |
|-----------|---------|-----------------------|-----|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 該当事項はありません。           |     |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。           |     |
|           | 殿 村 美 樹 | 該当事項はありません。           |     |
|           | 秦 雅 夫   | 該当事項はありません。           |     |
|           | 三 谷 康 生 | 該当事項はありません。           |     |
| 社 外 監 査 役 | 三 枝 輝 行 | 該当事項はありません。           |     |
|           | 澤 田 恒   | 和田興産株式会社 社外取締役（監査等委員） | —   |
|           | 石 田 昭 二 | 該当事項はありません。           |     |

### ③当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                       |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                   |
|           | 藤 岡 資 正 | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                      |
|           | 殿 村 美 樹 | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                          |
|           | 秦 雅 夫   | 当事業年度において、2021年6月25日に取締役に就任してから開催された取締役会10回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。       |
|           | 三 谷 康 生 | 当事業年度において、2021年6月25日に取締役に就任してから開催された取締役会10回すべてに出席し、主にM&Aアドバイザリーに携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                          |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 三 枝 輝 行 | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
|           | 澤 田 恒   | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。       |
|           | 石 田 昭 二 | 当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 31百万円     |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

---

(注) 本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部         |        |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 科 目             | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
| 流 動 資 産         | 17,261 | 流 動 負 債         | 8,902  |
| 現金および預金         | 10,988 | 支払手形および買掛金      | 1,207  |
| 受取手形、売掛金および契約資産 | 4,184  | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,012  |
| 有 価 証 券         | 120    | リ ー ス 債 務       | 200    |
| 商 品 お よ び 製 品   | 609    | 未 払 金           | 2,576  |
| 仕 掛 品           | 158    | 未 払 法 人 税 等     | 521    |
| 原材料および貯蔵品       | 130    | 未 払 消 費 税 等     | 366    |
| 分 譲 土 地 建 物     | 629    | 賞 与 引 当 金       | 899    |
| そ の 他           | 444    | 役 員 賞 与 引 当 金   | 42     |
| 貸 倒 引 当 金       | △3     | そ の 他           | 2,074  |
| 固 定 資 産         | 41,682 | 固 定 負 債         | 7,042  |
| 有 形 固 定 資 産     | 34,309 | 長 期 借 入 金       | 2,778  |
| 建物および構築物        | 10,086 | リ ー ス 債 務       | 213    |
| 機械装置および工具器具備品   | 656    | 繰 延 税 金 負 債     | 1,230  |
| 車 両             | 1,761  | 役員退職慰労引当金       | 17     |
| 土 地             | 21,438 | 関係会社事業損失引当金     | 31     |
| リ ー ス 資 産       | 238    | 退職給付に係る負債       | 970    |
| 建 設 仮 勘 定       | 129    | そ の 他           | 1,801  |
| 無 形 固 定 資 産     | 366    | 負 債 合 計         | 15,944 |
| そ の 他           | 366    | 純 資 産 の 部       |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 7,005  | 株 主 資 本         | 41,747 |
| 投資有価証券          | 3,434  | 資 本 金           | 3,140  |
| 退職給付に係る資産       | 1,431  | 資 本 剰 余 金       | 2,235  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 347    | 利 益 剰 余 金       | 36,823 |
| そ の 他           | 1,841  | 自 己 株 式         | △451   |
| 貸 倒 引 当 金       | △49    | その他の包括利益累計額     | 1,233  |
| 資 産 合 計         | 58,944 | その他有価証券評価差額金    | 1,207  |
|                 |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △6     |
|                 |        | 退職給付に係る調整累計額    | 32     |
|                 |        | 非 支 配 株 主 持 分   | 18     |
|                 |        | 純 資 産 合 計       | 42,999 |
|                 |        | 負債および純資産合計      | 58,944 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目 |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 金 額   |        |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|--------|
| 売上  | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 | 売上 |       | 38,814 |
| 販売  | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 | 販売 |       | 30,150 |
| 営業  | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 | 営業 |       | 8,663  |
|     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 8,363  |
|     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 300    |
| 受仕  | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 受仕 | 83    |        |
| 持分  | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 持分 | 25    |        |
| 助成  | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 助成 | 21    |        |
| その  | その | その | その | その | その | その | その | その | その | 680   |        |
| 営   | 営  | 営  | 営  | 営  | 営  | 営  | 営  | 営  | 営  | 51    | 862    |
| 支   | 支  | 支  | 支  | 支  | 支  | 支  | 支  | 支  | 支  | 8     |        |
| 固   | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 15    |        |
| 関   | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 5     |        |
| 係   | 係  | 係  | 係  | 係  | 係  | 係  | 係  | 係  | 係  | 14    |        |
| 関   | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 関  | 17    |        |
| 投   | 投  | 投  | 投  | 投  | 投  | 投  | 投  | 投  | 投  | 21    | 83     |
| 経   | 経  | 経  | 経  | 経  | 経  | 経  | 経  | 経  | 経  |       | 1,079  |
| 特   | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  |       | 1,079  |
| 車   | 車  | 車  | 車  | 車  | 車  | 車  | 車  | 車  | 車  | 270   |        |
| 固   | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 2,748 | 3,018  |
| 特   | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  | 特  |       |        |
| 固   | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 固  | 264   |        |
| 減   | 減  | 減  | 減  | 減  | 減  | 減  | 減  | 減  | 減  | 379   |        |
| そ   | そ  | そ  | そ  | そ  | そ  | そ  | そ  | そ  | そ  | 8     | 652    |
| 税   | 税  | 税  | 税  | 税  | 税  | 税  | 税  | 税  | 税  |       | 3,445  |
| 法   | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 638   |        |
| 法   | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 法  | 669   | 1,308  |
| 当   | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  |       | 2,137  |
| 非   | 非  | 非  | 非  | 非  | 非  | 非  | 非  | 非  | 非  |       | 0      |
| 親   | 親  | 親  | 親  | 親  | 親  | 親  | 親  | 親  | 親  |       | 2,137  |
| 会   | 会  | 会  | 会  | 会  | 会  | 会  | 会  | 会  | 会  |       |        |
| 社   | 社  | 社  | 社  | 社  | 社  | 社  | 社  | 社  | 社  |       |        |
| 株   | 株  | 株  | 株  | 株  | 株  | 株  | 株  | 株  | 株  |       |        |
| 主   | 主  | 主  | 主  | 主  | 主  | 主  | 主  | 主  | 主  |       |        |
| に   | に  | に  | に  | に  | に  | に  | に  | に  | に  |       |        |
| 帰   | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  | 帰  |       |        |
| 属   | 属  | 属  | 属  | 属  | 属  | 属  | 属  | 属  | 属  |       |        |
| す   | す  | す  | す  | す  | す  | す  | す  | す  | す  |       |        |
| る   | る  | る  | る  | る  | る  | る  | る  | る  | る  |       |        |
| 当   | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  | 当  |       |        |
| 期   | 期  | 期  | 期  | 期  | 期  | 期  | 期  | 期  | 期  |       |        |
| 純   | 純  | 純  | 純  | 純  | 純  | 純  | 純  | 純  | 純  |       |        |
| 利   | 利  | 利  | 利  | 利  | 利  | 利  | 利  | 利  | 利  |       |        |
| 益   | 益  | 益  | 益  | 益  | 益  | 益  | 益  | 益  | 益  |       |        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部           |               |
|--------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目               | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>12,273</b> | <b>流 動 負 債</b>    | <b>13,667</b> |
| 現金および預金            | 8,622         | 1年内返済予定の長期借入金     | 589           |
| 売掛金                | 2,049         | リース債務             | 5             |
| 商品                 | 364           | 未払金               | 1,775         |
| 原材料および貯蔵品          | 100           | 未払法人税等            | 342           |
| 前払費用               | 44            | 契約負債              | 1,116         |
| 短期貸付金              | 974           | 預り金               | 8,815         |
| その他の               | 118           | 賞与引当金             | 502           |
| 貸倒引当金              | △0            | その他の              | 519           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>36,187</b> | <b>固 定 負 債</b>    | <b>5,639</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>29,931</b> | 長期借入金             | 2,471         |
| 建物                 | 8,601         | リース債務             | 22            |
| 構築物                | 742           | 繰延税金負債            | 1,178         |
| 機械装置および工具器具備品      | 394           | 関係会社事業損失引当金       | 37            |
| 車両                 | 1,526         | 退職給付引当金           | 187           |
| 土地                 | 18,541        | 受入保証金             | 1,574         |
| リース資産              | 25            | その他の              | 167           |
| 建設仮勘定              | 99            | <b>負 債 合 計</b>    | <b>19,307</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>276</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>  |               |
| その他の               | 276           | <b>株 主 資 本</b>    | <b>28,027</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,978</b>  | 資本金               | 3,140         |
| 投資有価証券             | 2,059         | 資本剰余金             | 2,235         |
| 関係会社株式             | 405           | 資本準備金             | 2,235         |
| その他の関係会社有価証券       | 505           | 利益剰余金             | 23,103        |
| 長期貸付金              | 2,090         | 利益準備金             | 307           |
| 前払年金費用             | 1,217         | その他利益剰余金          | 22,795        |
| その他の               | 676           | 固定資産圧縮積立金         | 999           |
| 貸倒引当金              | △975          | 圧縮特別勘定積立金         | 974           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>48,460</b> | 別途積立金             | 11,395        |
|                    |               | 繰越利益剰余金           | 9,425         |
|                    |               | <b>自 己 株 式</b>    | <b>△451</b>   |
|                    |               | 評価・換算差額等          | 1,126         |
|                    |               | その他有価証券評価差額金      | 1,126         |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>  | <b>29,153</b> |
|                    |               | <b>負債および純資産合計</b> | <b>48,460</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年4月 1 日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                         |             | 金 額   |        |
|-----------------------------|-------------|-------|--------|
| 売 上                         | 高 価         |       | 18,889 |
| 売 上 原 価                     | 益           |       | 16,080 |
| 販 売 費                       | 総 利 益       |       | 2,809  |
| 営 業 費                       | 一 般 管 理 費   |       | 2,323  |
| 営 業 外 収 益                   | 利 益         |       | 485    |
| 受 取 利 息                     | お よ び 配 当 金 | 180   |        |
| 助 成 金                       | 収 入         | 13    |        |
| そ の 他                       | 他           | 25    | 219    |
| 営 業 外 費 用                   |             |       |        |
| 支 払 利 息                     |             | 25    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損               |             | 12    |        |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     |             | 290   |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 |             | 21    |        |
| そ の 他                       |             | 30    | 380    |
| 経 常 利 益                     |             |       | 324    |
| 特 別 利 益                     |             |       |        |
| 車 両 等 購 入 補 助 金             |             | 263   |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               |             | 2,731 | 2,995  |
| 特 別 損 失                     |             |       |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損               |             | 258   |        |
| 減 損 損 失                     |             | 47    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           |             | 1     | 307    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |             |       | 3,012  |
| 法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税   |             | 302   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               |             | 684   | 986    |
| 当 期 純 利 益                   |             |       | 2,026  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役      小林健一 ㊞

監 査 役      三枝輝行 ㊞

監 査 役      澤田 恒 ㊞

監 査 役      石田昭二 ㊞

(注) 監査役 三枝輝行、監査役 澤田 恒及び監査役 石田昭二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今回のコロナ禍のような著しい環境の変化にも耐えうる財務基盤の確保と株主価値向上のための投資を行うとともに安定的に配当をしてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき17円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、先にお支払いしている中間配当金（1株につき17円50銭）と合わせ、年間配当金は1株につき35円となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金17円50銭  
総額105,376,933円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)項番号の明記について

第2項以降が存在する各条において、第2項以降に該当する項番号（2 3 …）を明記するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （株主名簿管理人）<br>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。<br>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 | （株主名簿管理人）<br>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br><u>2</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。<br><u>3</u> 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項については、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項については、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前項の取締役中より選定する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p><u>2</u> 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p><u>2</u> 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前項の取締役中より選定する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p><u>2</u> 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第40条 当会社は、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために買収防衛策として一定のルールを導入する。</p> <p>前項に規定する一定のルールが遵守されなかった場合は、当会社は、当該ルールに定める手続に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。前項に規定する新株予約権無償割当て等に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</p> <p>(防衛策の手続)</p> <p>第41条 当会社は、買収防衛策として一定のルールを導入する際には、株主総会の承認を得なければならない。</p> <p>当会社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を解消・改廃することができる。</p> | <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第40条 当会社は、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために買収防衛策として一定のルールを導入する。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する一定のルールが遵守されなかった場合は、当会社は、当該ルールに定める手続に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する新株予約権無償割当て等に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</p> <p>(防衛策の手続)</p> <p>第41条 当会社は、買収防衛策として一定のルールを導入する際には、株主総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2</u> 当会社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を解消・改廃することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(有効期間)</p> <p>第42条 前条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する当会社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p>前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める当会社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、当該承認がなされなかった時点をもって、前条に基づき導入された買収防衛策はその効力を失うものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(有効期間)</p> <p>第42条 前条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する当会社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p><u>2 前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める当会社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、当該承認がなされなかった時点をもって、前条に基づき導入された買収防衛策はその効力を失うものとする。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名   | 当社における地位および担当                                   |             |
|-------|-------|-------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 長尾 真  | 代表取締役社長                                         | 再 任         |
| 2     | 丸山 明則 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当、地域事業本部長 | 再 任         |
| 3     | 横山 忠昭 | 常務取締役<br>バス事業部・次世代モビリティ推進室担当                    | 再 任         |
| 4     | 上門 一裕 | 取締役                                             | 再 任 社 外 独 立 |
| 5     | 藤岡 資正 | 取締役                                             | 再 任 社 外 独 立 |
| 6     | 殿村 美樹 | 取締役                                             | 再 任 社 外 独 立 |
| 7     | 秦 雅夫  | 取締役                                             | 再 任 社 外 独 立 |
| 8     | 三谷 康生 | 取締役                                             | 再 任 社 外 独 立 |
| 9     | 井村 在宏 | 取締役<br>総務部・人事部担当、総務部長・人事部長                      | 再 任         |
| 10    | 梅谷 栄一 | 取締役<br>経営企画部担当、経営企画部長                           | 再 任         |

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

長尾 真 (ながお まこと)

再任



生年月日

1959年7月23日生

所有する当社株式の数

14,100株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

1982年 4 月 当社入社  
2005年 6 月 当社取締役  
2009年 6 月 当社常務取締役  
2012年 6 月 当社専務取締役  
2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 取締役  
公益社団法人兵庫県バス協会 会長

#### 取締役候補者とした理由

長尾 真氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

丸山 明則 (まるやま あきのり)

再任



生年月日

1958年5月16日生

所有する当社株式の数

7,000株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

1981年 3 月 当社入社  
2006年 6 月 当社取締役  
2009年 6 月 当社常務取締役  
2013年 6 月 当社専務取締役  
2017年 6 月 当社代表取締役・専務取締役（現任）

#### 当社における担当

総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス  
担当、地域事業本部長

#### 重要な兼職の状況

公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長

#### 取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは専務取締役、2017年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

横山 忠昭 (よこやま ただあき)

再任



生年月日

1971年10月18日生

所有する当社株式の数

1,100株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

1994年 4 月 当社入社  
2014年 4 月 当社企画部長  
2016年 6 月 当社取締役  
2017年 6 月 当社バス事業部長  
2021年 6 月 当社常務取締役（現任）

#### 当社における担当

バス事業部・次世代モビリティ推進室担当

#### 取締役候補者とした理由

横山忠昭氏は、2014年4月から経営戦略・財務等を担う企画部長を務め、2017年6月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、企業経営・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

上門 一裕 (うえかど かずひろ)

再任

社外

独立



生年月日

1958年3月22日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

1980年 4 月 山陽電気鉄道株式会社入社  
2005年 6 月 同社取締役  
2008年 6 月 同社常務取締役  
2009年 6 月 同社代表取締役社長（現任）  
2013年 6 月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
2013年 6 月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

候補者番号

5

藤岡 資正 (ふじおか たかまさ)

再任

社外

独立



生年月日

1976年12月11日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員 (現任)  
2011年 4月 同大学院日本センター所長 (現任)  
2017年 4月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.取締役  
2018年 4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科准教授  
2019年 6月 当社取締役 (現任)  
2020年 4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授 (現任)

#### 重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

殿村 美樹 (とのむら みき)

再任

社外

独立



生年月日

1961年2月26日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位

1983年 4月 株式会社福寿園入社  
1992年 1月 株式会社TMオフィス代表取締役 (現任)  
2015年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員 (現任)  
2017年 4月 内閣府地域活性化伝道師 (現任)  
2019年 1月 一般社団法人地方PR機構代表理事 (現任)  
2020年 6月 当社取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社TMオフィス 代表取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2020年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と当社のダイバーシティ経営の促進に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

秦

雅夫 (しん まさお)

再任

社外

独立



生年月日

1957年5月22日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況  
10/10回

#### 略歴、当社における地位

1981年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2006年 6 月 同社取締役  
2006年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役  
2008年 4 月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役  
2014年 4 月 同社専務取締役  
2017年 4 月 同社代表取締役社長（現任）  
2017年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長（現任）  
2021年 6 月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長  
阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

秦 雅夫氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2021年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

三谷

康生 (みたに やすお)

再任

社外

独立



生年月日

1967年5月27日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況  
10/10回

#### 略歴、当社における地位

1990年 4 月 株式会社日本興業銀行入社  
2007年10月 株式会社日本M&Aセンター執行役員  
2012年 4 月 同社執行役員大阪支社長  
2015年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科嘱託教員（現任）  
2016年 1 月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザリー代表取締役社長  
2019年 3 月 ワイエムエー株式会社代表取締役社長（現任）  
2021年 6 月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

ワイエムエー株式会社 代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三谷康生氏は、M&Aアドバイザリーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2021年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

候補者番号

9

井村 在宏 (いむら まさひろ)

再任



生年月日

1971年3月26日生

所有する当社株式の数  
800株

取締役会出席状況  
13/13回

#### 略歴、当社における地位

1994年 4 月 当社入社  
2016年 5 月 神姫観光ホールディングス株式会社取締役  
2018年 6 月 当社人事部長（現任）  
2019年 5 月 しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長（現任）  
2020年 6 月 当社取締役（現任）  
2021年 6 月 当社総務部長（現任）

#### 当社における担当

総務部・人事部担当

#### 重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2018年6月からは当社の人事部長、2021年6月からは当社の総務部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。  
また、2020年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

梅谷 榮一 (うめたに えいいち)

再任



生年月日

1963年7月8日生

所有する当社株式の数  
1,100株

取締役会出席状況  
10/10回

#### 略歴、当社における地位

1987年 4 月 当社入社  
2012年 6 月 当社バス事業部明石営業所長  
2014年 5 月 神姫フリエイト株式会社常務取締役  
2015年 5 月 同社代表取締役社長  
2017年 5 月 株式会社スイム代表取締役社長  
2021年 6 月 当社取締役（現任）  
2021年 6 月 当社経営企画部長（現任）  
2022年 4 月 神姫フードサービス株式会社代表取締役社長（現任）

#### 当社における担当

経営企画部担当

#### 重要な兼職の状況

神姫フードサービス株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。  
また、2021年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が9年、藤岡資正氏が3年、殿村美樹氏が2年、秦 雅夫氏が1年、三谷康生氏が1年であります。
4. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏は現在当社の社外取締役であり、当社は5名との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。5名の再任が承認された場合は、当社は5名との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。5名の再任が承認された場合は、当社は引き続き5名を独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役三枝輝行氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

岩崎 和文 (いわさき かずふみ)

新任 社外 独立



生年月日  
1948年4月19日生  
所有する当社株式の数  
0株  
取締役会出席状況  
-/-回  
監査役会出席状況  
-/-回

略歴、当社における地位

1975年11月 監査法人大成会計社（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
1979年3月 公認会計士登録  
2005年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員  
神戸事務所長  
2005年7月 岩崎公認会計士税理士事務所開設（現任）  
2010年7月 株式会社増田製粉所監査役  
2011年5月 株式会社エコリング監査役（現任）  
2013年3月 多木化学株式会社監査役  
2014年6月 虹技株式会社取締役  
2017年6月 一般財団法人神戸みのりの公社（現 神戸農政公社）監事（現任）

重要な兼職の状況

岩崎公認会計士税理士事務所 所長

社外監査役候補者とした理由

岩崎和文氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた財務および会計についての経験、見識を有しております。

その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩崎和文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は岩崎和文氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。



4. 当社は岩崎和文氏の選任が承認可決された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地

ホテル日航姫路 3階光琳の間

TEL (079)222-2231



交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ

※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。